

議案第 8 2 号

久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

久喜市個人番号の利用に関する条例(平成27年久喜市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第8号」を「第19条第9号」に改め、同条第3項中「法別表第2の第4欄」を「同表の第4欄」に改め、同項ただし書中「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。